

諮問庁：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

諮問日：令和6年6月14日（令和6年（独個）諮問第35号）

答申日：令和7年1月29日（令和6年度（独個）答申第74号）

事件名：本人に係る障害者台帳及び事業主支援経過等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる各文書に記録された保有個人情報（以下、順に「本件対象保有個人情報1」ないし「本件対象保有個人情報3」といい、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和6年4月23日付け6高障求発第35号により独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、審査請求人が特定又は推測されるおそれがある記載及び添付資料は省略する。

##### (1) 審査請求書

私は特定障害を抱えた当事者です。今在籍中の会社に特定年月Aより障害者雇用枠で入社し、入社以来特定年月Bまで、特定施設等の支援やサポートを受けながら就労して参りました。

しかし入社当初より会社から数々の嫌がらせを受け、その都度（中略）などにも相談いたしました。（中略）

一向に問題を解決できないことから特定施設等ともトラブルになり、事実上特定年月Bに特定施設Aの方から一方的に支援を打ち切られるまでに至りました（証拠メール有り）。（中略）最終的には仕事すらも与えられず掃除や退職を勧奨されるまでになりました。その結果、特定年月C上旬以降、私は心身共に傷付き、全く出社出来なくなりました（退職届等は出しておりません）。

私は会社と特定施設A（必要であれば他の機関も含む）を相手取り訴訟を起こす決意を固めました。（中略）そのときはまだ情報開示請求が必要

だと認識しておりませんでした。当時対応された職員も同じ認識だったのかは分かりませんが、色々と伝えられた情報の中で、私の上司が私に無断で特定施設Bに電話していることを告げられ驚きました。その日付を基に調べてみると、私がかつてやっていた仕事を誰が担当しているのか調べていた時期でした。私の担当業務がいつの間にか別の社員に振られていて、私はその前年から「仕事がまわって来ない」と上司に訴えていたのです。

私の上司がどういう経緯で特定施設Bに電話し、私の記録簿にどのような内容が記載されているのかとても不安になりました。今まで会社から嫌がらせを受けてきた影響が多分にあるため、私がことごとく仕事が出来ないかのような一方的な報告がなされている可能性もあり、訴訟を起こすに際し裁判で焦点とも成り得る部分ではないかと認識するようになりました。たとえそうでなくとも上司が電話した時期は、私が誰からも支援・サポートを受けられなくなって孤立させられた後からなので、上司の特定施設Bへの電話はあくまで一方的なものであり、誰からも事後報告を受けていないことからして、私が一方的に不利益を被る（または既に被った）可能性があります。特定施設Bに出向いてなければ全く知り得ることが出来ませんでした。

そこでこの度上記の機関全てに対し私の情報開示を請求した次第です。その中の障害者職業センターへの情報開示請求に対し「部分開示」という状態で機構から情報開示を受けました。前述で「前年」と記載したその時期に、私のあずかり知らない（障害者職業センターに電話や訪問をしていない）日付（黒塗りの日付も含む）で何かが行われた記載があり、そこが全面黒塗りのため当然何が行われていたのか全く分かりません。そもそも誰からも支援・サポートを受けられず孤立させられた後になって、当事者の私に何の連絡もせずに裏で何かを行うこと自体が異常であり異様です。障害者職業センターからの事後報告等もなく、行われた内容いかんによっては私が不利益を被った可能性も否定できませんし今後の裁判で潜在的に不利になる可能性もあります。このままではまともに争えないと思いました。黒塗りということは私の個人情報以外の内容と思われませんが、記載している人は公平・中立的立場であるはずの公務員です。裏を返せばそれは「客観的な視点に立った記載」でもあるはずで、裁判では重要な証拠にも成り得るものだと認識しております。

裁判はあくまで公平・中立でなくてはなりません。そのためにはやはり、黒塗り部分を全て開示していただく必要があると思います。何卒、上記審査請求の趣旨・理由をご理解いただき部分開示決定を取消しの上、当該書面の全面開示をしていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

## (2) 意見書

この度の審査請求に至った経緯は令和6年5月24日付の「審査請求の

趣旨及び理由」に記したとおりですが、具体的な関係状況を「私と〇〇（相手方）」という形式で説明いたします。

（中略）

以上となります。前述のとおり会社は、上記の処分前後に一切私の言い分をヒアリングや調査をしておりません。私はそんな状況下で突然不当に「特定処分」を受けました。上司との面談日時及び面談内容、支援者が記録している内容記録日（中略）には近接した整合性があり、支援者ら（略）がこの「特定処分」に加担している可能性を指摘いたします。また特定施設Aについても黒塗り部分の中に事業者名や担当者名の記載があれば、他の支援者と同様に加担している可能性があります。

私はこの不当な「特定処分」のせいで極度の人間不信に陥り多大な精神的苦痛を被りました。また（中略）を最後に出社出来なくなりました。現在は裁判の準備をすべく証拠などを整理しておりますが、あまりの体調不良（略）で寝込む日も多く、なかなか進んでおりません。円滑な裁判進行と事件の全容解明のためにも開示書類の全部開示をよろしくお願い申し上げます。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

本件審査請求にあつては、以下の理由により原処分維持が適当であると考ええる。

令和6年3月18日付け（受付日同月19日）で審査請求人から、法77条1項の規定に基づく保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）があり、文書を特定し、その一部を不開示とする決定を行った（原処分）。審査請求人は全部開示を求めるとして審査請求を行っている。

不開示とした部分には、開示請求者以外の個人との意見交換に関する部分が含まれており、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法78条7号柱書きの不開示情報に該当するものとして不開示とした。

また、開示請求者以外の個人に関する情報は、開示することにより、特定の個人を識別することができるものであることから、法78条2号の不開示情報に該当するものとして、不開示とした。

さらに、事業主又は関係機関との意見交換に関する部分については、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、また当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法78条3号イ及び7号柱書きの不開示情報に該当するため、不開示とした。

加えて開示請求者個人を識別することができる記述が認められず、また他の情報と照合することによって開示請求者個人を識別することができる記述も認められない部分については、開示請求者を本人とする保有個人情報に該

当しないため、不開示とした。

以上のことから、本件開示請求について法82条1項の規定に基づき一部を開示とし、開示決定を行った原処分は妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和6年6月14日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月27日 審議
- ④ 同年7月24日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ⑤ 同年12月11日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 令和7年1月23日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

- (1) 本件開示請求は、本件対象保有個人情報を含む保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報につき、その一部を開示請求者を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法78条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、不開示部分の開示を求めるところ、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、本件対象保有個人情報2及び3における審査請求人を本人とする保有個人情報該当性及びに本件対象保有個人情報の不開示部分における不開示情報該当性について検討する。

- (2) なお、処分庁及び諮問庁は、原処分時及び理由説明書（上記第3）において、令和4年4月に施行された法の規定が適用されるものとして扱っているが、原処分時点では令和5年4月に施行された法の規定が適用されるべきものであるところ、諮問庁は、原処分における法の適用条項を法78条1項2号、3号イ及び7号柱書きとすべきであった旨説明する。

令和4年4月施行の法と令和5年4月施行の法の規定を対比すると、その内容は同様のものというべきであり、項が追加されたのみとみることができる。このため、この点の誤りは原処分を取り消すに至らないものとし、令和5年4月施行の法の規定に基づき、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

##### 2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

- (1) 別表の1に掲げる部分について

ア 本件対象保有個人情報2及び3につき、当審査会事務局職員をして改めて確認させたところ、諮問庁は、事業主支援経過とは、障害者職業センターの事業の利用を希望する事業主に対し、センターが実施した事業主援助業務の内容等を記録するものであり、関係機関支援経過とは、障

害者職業センターの事業の利用を希望する関係機関（就労支援、福祉、医療、教育等）に対し、センターが実施した支援内容等について記録するものである旨説明する。

イ 当審査会において見分したところ、事業主支援経過には、障害者職業センターと審査請求人が勤務していた事業所の事業主とのやり取りが記載され、関係機関支援経過には、障害者職業センターと関係機関とのやり取りが記録されており、別表の1に掲げる部分については、上記各機関における、審査請求人以外の者の支援に係る情報が記載されていると認められる。

ウ 当該不開示部分には、審査請求人の氏名その他審査請求人個人を識別することができる記述は認められず、また、他の情報と照合することによって審査請求人個人を識別することができる記述も認められない。

エ したがって、当該不開示部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しないことから、これを不開示としたことは妥当である。

## (2) 特定職員の氏名について

ア 当審査会において本件対象保有個人情報を見分したところ、障害者台帳のうち一部の担当者名が不開示とされていると認められ、これらは法78条1項2号本文前段の開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

イ 当審査会事務局職員をして改めて確認させたところ、諮問庁は、当該部分に記載された職員は障害者支援の記録を担当した者であるが、当該職員は審査請求人の支援を直接担当した者ではなく、審査請求人が知ることができる情報に当たらない旨説明するところ、当該説明に不自然不合理的な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。そうすると、当該部分は、法78条1項2号ただし書イに規定する開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報には該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当するとすべき事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法79条2項の部分開示の余地はない。

ウ よって、当該部分は、法78条1項2号に該当し、不開示としたことは妥当である。

## (3) 別表の2に掲げる部分について

ア 当審査会事務局職員をして確認させたところ、諮問庁はおおむね以下のとおり説明する。

(ア) 事業主又は関係機関（開示請求者以外の個人を含む。）との意見交換に関する記載として不開示とした部分は、別表の2に掲げる部分である。

(イ) 当該部分には、本人への伝達を前提としない事業主や関係機関担当

者との意見交換に関する情報が記されている。これらを開示すると、意見を述べた者に対して質問、批判、誹謗中傷その他の被害が及ぶおそれ、ひいては業務に支障が生じ、当該事業主や関係機関の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあること、また、同様の事案において事業主及び関係機関担当者が率直な意見を述べることをちゅうちょすることにより、対象者の支援に係る情報収集や支援方針の決定が適切に行われなくなり、適切な業務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。

イ 当審査会において、当該部分を見分したところ、当該部分には、本人への伝達を前提としない事業主や関係機関担当者との意見交換に関する情報が記載されていると認められ、当該部分を公にすると、同様の事案において率直な意見を述べることをちゅうちょすることにより、対象者の支援に係る情報収集や支援方針の決定が適切に行われなくなることから、適切な業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は、否定し難い。

ウ したがって、当該部分は法78条1項7号柱書きに該当すると認められるので、同項3号イについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法76条1項に規定する審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法78条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は同条1項2号及び7号柱書きに該当すると認められるので、同項3号イについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 藤谷俊之、委員 石川千晶、委員 磯部 哲

別紙（本件対象保有個人情報）

文書1 障害者台帳

文書2 事業主支援経過

文書3 関係機関支援経過

別表

1 審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない不開示部分

該当箇所	不開示部分	
文書 2	28頁、30頁、35頁及び41頁	不開示部分全部
	34頁	4番目の不開示部分
文書 3	47頁及び84頁	1件目の不開示部分
	48頁、50頁、51頁、56頁、71頁 及び76ないし78頁	不開示部分全部
	52頁、54頁、61頁、69頁及び70 頁	2件目の不開示部分

2 事業主又は関係機関（開示請求者以外の個人を含む。）との意見交換に関する記載であるとして不開示とされた部分

該当箇所	不開示部分	
文書 1	9頁、22頁及び23頁	不開示部分全部
文書 2	32頁、33頁、36ないし40頁及び4 2ないし45頁	不開示部分全部
	34頁	1ないし3番目の不開示 部分
文書 3	46頁、49頁、53頁、55頁、58な いし60頁、62頁、68頁、72ないし 74頁及び85ないし87頁	不開示部分全部
	47頁及び84頁	2件目の不開示部分
	52頁、54頁、61頁、69頁及び70 頁	1件目の不開示部分